

分類コード	X-1-1-1-02
保存期間	10年(令和13年12月31日まで)

秋本生企第117号 務 第139号
刑企第 46号 交企第 30号
備一第 20号
令和3年3月1日

各 所 属 長 殿

秋 田 県 警 察 本 部 長

秋田県警察高齢者対策推進委員会設置要綱の一部改正について（例規）

秋田県警察における高齢者対策については、「秋田県警察高齢者対策推進委員会設置要綱の制定について（例規）」（平成29年3月17日付け秋本生企第162号、務第253号、刑企第66号、交企第75号、備一第48号。以下「旧例規」という。）に基づき各種対策を推進してきたところであるが、この度、秋田県警察の組織に関する訓令の一部を改正する訓令の施行に伴い、高齢者対策室等の改編等、所要の整備を行い、令和3年3月5日から、別添「秋田県警察高齢者対策推進委員会設置要綱」のとおり運用することとしたので、引き続き各部門の緊密な連携の下、効果的な諸対策を推進されたい。

なお、旧例規は、令和3年3月4日をもって廃止する。

別添

秋田県警察高齢者対策推進委員会設置要綱

第1 設置

地域の情勢に即した効果的な高齢者対策を推進するに当たり、各部門が一丸となって総合力を発揮するため、警察本部に秋田県警察高齢者対策推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

第2 任務

委員会は、高齢者の安全で安心な暮らしを守るために必要な対策を総合的に検討し、その効果的な推進を図ることを任務とする。

第3 構成及び運営

1 構成

委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成し、それぞれ次に掲げる職にある者をもって充てる。

委員長 警察本部長

副委員長 生活安全部長、交通部長

委員 警務部長、刑事部長、警備部長、高齢者対策統括官

2 運営

- (1) 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、議事を主宰する。
- (2) 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、委員会への出席を求めることができる。
- (3) この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

第4 高齢者対策室

1 設置

委員会に高齢者対策室（以下「対策室」という。）を置く。

2 任務

対策室は、第2に掲げる事務をつかさどり、対策の策定等について委員会を補佐する。

3 構成

対策室は、室長、副室長及び室員をもって構成し、別表1に掲げる者をもって充てる。

4 運営

第3の2の規定は、対策室の運営について準用する。この場合において、「委員会」とあるのは「対策室」と、「委員長」とあるのは「室長」と、「委員」とあるのは「室員」と読み替えるものとする。

第5 高齢者対策実務担当者会議

1 設置

対策室に高齢者対策実務担当者会議（以下「担当者会議」という。）を置く。

2 任務

担当者会議は、高齢者情勢等の情報共有を図るほか、対策の具体的な取組について

検討し、部門間の必要な調整を行うものとする。

3 構成

担当国会議は、高齢者対策統括官、高齢者交通事故対策官、子供・女性・高齢者安全対策官及び実務担当者をもって構成し、別表2に掲げる者をもって充てる。

4 運営

委員会の運営に関するこの要綱の規定は、担当国会議の運営について準用する。この場合において、「委員会」とあるのは「担当国会議」と、「委員長」とあるのは「高齢者対策統括官」と、「委員」とあるのは「実務担当者」と読み替えるものとする。

第6 警察署高齢者対策統括官

対策室及び担当国会議との緊密な連携を図るため、警察署の高齢者対策を統括する警察署高齢者対策統括官を置き、秋田中央警察署は地域交通官、その他の警察署は副署長をもって充てる。

第7 庶務

委員会、対策室及び担当国会議の庶務は、生活安全企画課において処理する。

別表 1

高齢者対策室

役 職	所 属	職 名
室 長	生活安全部	首席参事官兼生活安全企画課長兼高齢者対策統括官
副室長	交通 部	首 席 参 事 官 兼 交 通 企 画 課 長
室 員	警 務 部	広 報 広 聴 課 長
		会 計 課 長
	生活安全部	地 域 課 長 人 身 安 全 対 策 課 長 子 供 ・ 女 性 ・ 高 齢 者 安 全 対 策 官
	刑 事 部	捜 査 第 二 課 長
	交 通 部	高 齢 者 交 通 事 故 対 策 官 交 通 規 制 課 長 運 転 免 許 セ ン タ ー 長
警 備 部	警 備 第 二 課 長	

別表2

高齢者対策実務担当者会議

参 与	高 齢 者 对 策 統 括 官
	高 齢 者 交 通 事 故 对 策 官
	子 供 ・ 女 性 ・ 高 齢 者 安 全 对 策 官

実務担当者	広 報 広 聴 課 警 務 課 会 計 課	課長補佐（相談兼広聴担当） 課長補佐（企画担当） 課長補佐（被害者支援担当） 主 幹 （ 予 算 担 当 ）
	生活安全企画課 地 域 課 人身安全対策課	課長補佐（企画兼生活安全担当） 課長補佐（犯罪抑止対策担当） 課長補佐（企画担当） 課長補佐（行方不明・保護・高齢者対策担当）
	刑 事 企 画 課 捜 査 第 二 課 鑑 識 課	課長補佐（犯罪統計担当） 課長補佐（知能犯担当） 機 動 鑑 識 班 長
	交 通 企 画 課 交 通 規 制 課 運 転 免 許 セ ン タ ー	課長補佐（企画担当） 課長補佐（事故分析・高齢者対策担当） 課長補佐（交通規制担当） 主 幹 （ 管 理 第 一 担 当 ） セ ン タ ー 長 補 佐 （ 講 習 担 当 ）
	警 備 第 二 課	課長補佐（災害対策・警備実施担当）